

## これまでのすべての人との出会いに、こころより感謝

### 【原告Sさんの妻より】

先ず、主人と私たち家族のために長年に渡り、ご尽力くださっていらっしゃる、弁護士倉持先生、西沢先生、そして支援する会の多くの皆さまに御礼申し上げます。

皆さまとの出会いがなければ、相手方との交渉や、裁判、街頭での訴えなど、全くできず、泣き寝入りして終わっていたと思います。

なかなか皆さまにお会いできず、一緒に活動ができないのが心苦しいです。寒い中、街頭に立っていただいている皆さまには頭が下がる思いです。どうか、お身体を大事になさってください。

私たち夫婦は、この件で精神科へ通うようになってしまいましたが、徐々に日々の生活を穏やかに過ごせるようになってきました。たくさんのひとに支えていただいている、そのことが心強く、ありがたい気持ち、安心感につながっているからです。

裁判も佳境に入ってきました。パワハラという、弱者を権力で虐待する行為が厳罰化されることを強く望んでおります。これからもどうぞよろしくお願いいたします。

### 【原告Kさんの妻より】

支援する会の立ち上げに、こころから感謝いたします。また支援する会にご賛同いただいた各団体・個人の方々、全国に運動として広めてくださり感謝の気持ちでいっぱいです。私たちは、裁判応援、激励のメッセージ、カンパ、全国から寄せられるたくさんの署名の一筆一筆に胸が熱くなり、励まされ、勇気づけられています。私たちの力だけでは、ここまで出来ませんでした。

主人は退職して約3年。当時は職場でのハラスメントにより身も心も限界でした。「退職しかないのか」と諦めかけましたが、どうしても納得が出来ず、無我夢中でありとあらゆる窓口に相談しました。倉持弁護士との出会いで退職以外の選択肢を知りました。労働組合の活動です。労働組合は、即座に団体交渉の申し入れをし、私も家族として団体交渉に出席しました。被告ら3人は「労災認定＝パワハラがあったことにはならない。裁判でどうぞ。」と態度は酷いものでした。法人の基本理念として『法令遵守（コンプライアンス）を徹底』と掲げてありますが、労基署の指導にも従わず、事実上の解雇を強行。そしてこの間、被告の業務執行理事は理事長に就任します。裁判でパワハラがあったと明らかになったその時、理事長はどの様に責任を取られるのでしょうか。

ハラスメントは絶対に許せません！私たちがしなければならぬ事は、この身に降りかかった問題を妥協せず、向き合い、解決する事だと考えます。一人一人を大切に、お互いを尊重し合える職場を目指して。どうか、皆様のお力をお貸しください。

### 【支援する会共同代表 川村滋道 福島県労連労働相談センター所長】

しのぶ福祉会の裁判も、いよいよ証人尋問の準備段階となり大詰めに迎えています。この間、倉持・西沢弁護士の訴訟指揮を信頼し闘ってきました。今度は原告の証言になります。当事者ですから訴えたい思いは沢山あると思います。しかし与えられる時間は限られており、法廷闘争の戦術的な部分が試されます。

私は、NTT リストラ裁判で東京地裁の法廷で証言しました。相手弁護士の質問にムキになり逆反論し時間をつぶした苦い経験があります。

原告の二人にアドバイスするとすれば、弁護士の質問には考え過ぎず、感情的にならず、真実を端的に答えればいいのです。あなた方二人の後ろには大勢の支援者がいるのですから、安心して、どうぞ胸を張って挑んでください。